

民有林補助治山事業の範囲について

昭和48年11月27日 48林野治第2235号
 最終改正 令和3年4月1日 2林整治第2467号
 林野庁長官より都道府県知事あて

民有林補助治山事業の範囲の基準を別紙1のとおり定めたので、その取扱いにあたっては遺憾のないようにされたい。

民有林補助治山事業採択基準

(別紙1)

区 分	採 択 基 準
治山事業 治山激甚災害 対策特別緊急 治 山 等 激 甚 災 害 対 策 特 別	1 対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村（当該被害が複数の市町村にわたる場合は、主たる被害を受けた市町村。以下同じ。）の高齢世帯率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあるため、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な保安施設事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ、災害発生の前年度に災害関連緊急治山事業（災害関連緊急治山等事業実施要領（昭和62年5月20日付け62林野治第1674号林野庁長官通知。以下「災関実施要領」という。）第2の1に規定する事業をいう。以下同じ。）が実施されたもの。 (1) ア 全壊（流失を含む。以下同じ。）家屋数がおおむね50戸以上であるもの イ 全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせおおむね50戸以上 ウ 浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの (2) ア 全壊家屋数が25戸以上であるもの イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの ウ 浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの 2 1の対象地区において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを採択する。 (1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの（治山事業のみを施行する場合にあつては、地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。） (2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの ア 人家10戸以上 イ 学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等 ウ 農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

緊急事業

火山治山激甚
災害対策特別
緊急

- 1 対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村の高齢世帯の率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあるため、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業に係る全体事業費がおおむね30億円以上であり、かつ、災害発生の前年度に災害関連緊急治山事業が実施されたもの。
 - (1) ア 全壊家屋数がおおむね50戸以上であるもの
 - イ 全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせおおむね50戸以上
 - ウ 浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの
 - (2) ア 全壊家屋数が25戸以上であるもの
 - イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの
 - ウ 浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの
- 2 1の対象地区において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを採択する。
 - (1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの（地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。）
 - (2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - ア 人家10戸以上
 - イ 学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等
 - ウ 農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

地すべり激甚
災害対策特別
緊急

- 1 対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村の高齢世帯の率が全国平均の率の1.5倍以上である場合には、(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の地すべり等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあるため、再度災害の発生を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な保安施設事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ、災害発生の前年度に災害関連緊急地すべり防止事業（災関実施要領第2の2に規定する事業をいう。）が実施されたもの。
 - (1) ア 全壊家屋数がおおむね50戸以上であるもの
 - イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数がおおむね50戸以上であるもの
 - ウ 浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの
 - (2) ア 全壊家屋数が25戸以上であるもの
 - イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの
 - ウ 浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの

復旧治山

2 1の対象地区において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを採択する。

- (1) 地すべり区域及び上下流域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの
- (2) 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（1級又は2級河川）に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの
- (3) 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - ア 人家10戸以上
 - イ 学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等
 - ウ 農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙（以下「崩壊地等」という。）の復旧整備（効果的・効率的な治山対策の推進に資するICT等新技術の導入を行い当該新技術の定着又は普及を図るもの及び流域生態系保全に資する新工法の定着又は普及を図るものを含む。）を行うものであって、次の1又は2のいずれかに該当するもの

1 次の(1)及び(2)に該当するものであること。

- (1) 崩壊地等が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。
 - ア 荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものであって、流域保全上重要なもの
 - イ 活断層周辺又は沿岸部の山地における崩壊地であって、地震又は津波により著しい被害を及ぼすおそれがあるもの
 - ウ 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。
 - ア 1級河川上流で行うもの
 - イ 2級河川上流で行うもの
 - ウ その他の河川又は地区で行うものであって、崩壊地等が次の(ア)から(エ)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの（次の(ア)に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）
 - (ア) 市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。）
 - (イ) 主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。以下同じ。）、港湾等をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 農地（10ha以上のもの又は5ha以上10ha未満のものであって周辺の人家への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に、当該被害の規模が10ha以上のものへの被害の規模に相当すると認められる

ものに限る。防災林造成により海岸防災林又は防風林の造成を行う場合を除き、以下同じ。)、ため池(貯水量3万m³以上のものに限る。以下同じ。)、用排水施設(関係面積100ha以上のものに限る。以下同じ。)、漁場(受益戸数20以上のものに限る。)等

(エ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

2 前号の(2)のアからウまでに掲げるもののうち、里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて、これら施設と一体的な水土保持効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備(以下「里山等保安林機能強化対策」という。)を行うものであるとともに、次の(1)及び(2)を対象として行うものであること。

(1) 崩壊地等の復旧整備等に必要な治山施設の効果区域内に存する保安林であって、立木の過密化による表土の流出その他の水土保持機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるもの

(2) 市街地又は集落(人家が10戸以上のもの又は人家が5戸以上10戸未満のものであって周辺の公共施設への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に、当該被害の規模が人家10戸以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。)に被害を及ぼすおそれのあるもの

(工事規模) 1 施行箇所の事業費

全体計画 7,000万円以上(ただし、里山等保安林機能強化対策を行う場合にあつては、全体計画8,000万円以上とし、ICT等新技术を導入し行う場合にあつては、全体計画3,500万円以上とする。)

— 山地災害重点地域総合対策

山地災害重点地域調査は、次の1又は2のいずれかに該当するものとする。

1 山地災害危険地区の密集地(森林面積100km²当たりの山地災害危険地区(地すべり危険地区を除く。))が70地区以上の地域をいう。)で行うもの

2 調査を実施しようとする年度から起算して1年以内に、土砂災害警戒情報若しくは大雨特別警報の対象とされ、又は震度5弱以上の地震を観測した地域であつて、山地災害危険地区が一定程度密集する地域(森林面積100km²当たりの山地災害危険地区(地すべり危険地区を除く。))が30地区以上の地域をいう。)で行うもの

重点地域総合治山対策は、山地災害危険地区に指定されており(荒廃危険山地の崩壊等の予防のみを実施する場合は、山腹崩壊危険地区等の危険度判定が「A」と判定されたものに限る。)、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている地区で行うものであつて、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

(1) 1級河川上流で行うもの

(2) 2級河川上流で行うもの

(3) その他の河川又は地区で行うものであつて、次のアからエまでのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものを対象として行うもの

— 流木防止総合
対策

- ア 市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。）
- イ 主要公共施設
- ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等
- エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

（工事規模） 全体計画 2億円以上（山地災害重点地域調査を2に規定する基準で行ったものに基づき実施する場合にあっては、全体計画5,000万円以上）

流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするものであり、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、流木防止総合対策計画に基づき4に掲げる措置を実施するもの。

- 1 1級河川上流で行うもの
- 2 2級河川上流で行うもの
- 3 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの（次の(1)に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）を対象として行うもの
 - (1) 市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。）
 - (2) 主要公共施設
 - (3) 農地、ため池、用排水施設、漁場等
 - (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等
- 4 次の(1)から(9)までの措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。
 - (1) 治山施設の設置
 - (2) 荒廃森林の整備
 - (3) 既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化
 - (4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備
 - (5) 溪流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置
 - (6) 荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化のための措置
 - (7) 流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理
 - (8) 航空レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査
 - (9) 流木対策に係る技術的課題の検証

（工事規模） 全体計画 1億円以上

— 緊急総合治山

災害関連緊急治山事業を実施した地区及びその周辺地区並びに国有林野内直轄治山災害関連緊急事業を実施した地区の周辺地区において、同事業に引き続いて実施するもの。ただし、当該災害関連緊急治山事業を災関実施要領第3の1の(1)の採択基準により

実施した場合は、同要領第3の1の(2)の採択基準に該当するものに限り、当該国有林野内直轄治山災害関連緊急事業を直轄治山等災害関連緊急事業実施要領第3の3の(1)の採択基準により実施した場合は、同要領第3の3の(2)の採択基準に該当するものに限る。

(工事規模) 年度計画 山腹 800万円以上
溪流1,500万円以上

緊急予防治山

地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防(治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木防止機能の付加等機能の強化に係るもの、同一計画区域内の治山施設の新設と併せて既存施設を長寿命化して継続使用するための施策を実施するもの、里山等保安林機能強化対策に係るものを含む。)を行うものであって、次の1に該当するもの又はこれらの条件を満たし、低コスト工法や流域生態系保全に資する新工法等の定着、普及を図り、効果的・効率的な治山対策の推進に資するものとする(ただし、里山等保安林機能強化対策については、次の1から3までの全ての条件を満たすものとする。)

1 次の(1)又は(2)のいずれかを対象として行うものであること。

(1) 山地災害危険地区に指定されており(山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるもの又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるものに限る。)、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているもの

(2) 山地災害危険地区(山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。)の上流部に位置する山地又は2以上の山地災害危険地区(山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。)の上流部に位置する山地

2 治山施設の効果区域内に存する保安林であって、立木の過密化による表土の流出その他の水土保持機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として行うものであること。

3 市街地又は集落(人家が10戸以上のもの又は人家が5戸以上10戸未満のものであって周辺の公共施設への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に当該被害の規模が人家10戸以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。)を対象として行うものであること。

(工事規模) 1 施行箇所の事業費(括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費)
年度計画
山腹 800万円以上(1,000万円以上)
溪流1,500万円以上(1,700万円以上)

緊急機能強化
・老朽化対策

次の1及び2の条件を満たすものとする。ただし、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、1及び3の条件を満た

すものとする。

- 1 山地災害危険地区に指定されており、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるもの又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるもの
- 2 全体計画の工事規模が3,000万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）
- 3 年度計画の工事規模が200万円以上のもの

地すべり防止

地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置し難いもので、次の1から3までのいずれかに該当するもの又はこれらの条件を満たし、低コスト工法や流域生態系保全に資する新工法等の定着、普及を図り、効果的・効率的な治山対策の推進に資するもの。

- 1 1級河川上流で行うもの
 - 2 2級河川上流で行うもの
 - 3 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの（次の(1)に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）
 - (1) 市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。水源の里保全緊急整備及び特定流域治山対策（山地治山タイプに限る。）を実施する場合を除き、以下同じ。）
 - (2) 主要公共施設
 - (3) 農地、ため池、用排水施設等
 - (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等
- (工事規模) 1 施行箇所の事業費
全体計画 1億円以上

緊急総合地すべり防止

災害関連緊急地すべり防止事業を実施した地区及びその周辺地区において、同事業に引き続いて実施するもの。ただし、当該災害関連緊急地すべり防止事業を災関実施要領第3の2の(1)の採択基準により実施した場合は、同要領第3の2の(2)の採択基準に該当するものに限る。

(工事規模) 年度計画 山腹 800万円以上
溪流1,500万円以上

防災林造成

防災林造成

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等により機能が失われた森林や泥流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待できる森林で、土砂の流出等により下流や後背地に被害を及ぼすおそれがあり、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいために造成するなだれ防止林、土砂流出防止林、海岸防災林、防風林であって、次の1から4までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの又はこれらの条件を満たし、低コスト工法や流域生態系保全に資

する新工法等の定着、普及を図り、効果的・効率的な治山対策の推進に資するもの（ただし、火山山麓部において泥流等を下流に安全に誘導するための土塁工の設置や泥流等の流出抑制を図る森林の造成等を実施する場合については1又は2に被害を及ぼすおそれがあるものに限る。）

- 1 市街地又は集落
- 2 主要公共施設
- 3 農地（海岸防災林の造成に当たっては林帯延長100mにつき後方2ha以上のもの、防風林の造成に当たっては造成面積の10倍以上のものに限る。）、ため池、用排水施設等
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

（工事規模） 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1) 1 施行箇所の事業費

年度計画 500万円以上（海岸防災林の機能強化を単独で図る場合にあっては1,000万円以上）

(2) 海岸防災林の整備が該当都道府県又は市町村における津波対策に係る整備計画等を踏まえ、概ね5年程度の施設整備計画に基づき造成・整備を一体的に実施する場合は、全体計画3,000万円以上

保安林整備（保安林緊急改良及び保安林買入）

保安林緊急改良

既往の治山事業施行地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化した森林の改良整備及び森林病虫害等防除法（昭和25年法第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類による被害により現況が著しく悪化するおそれのある海岸防災林の維持並びに治山事業施行地以外の保安林で、前記の原因のため破壊され、所期の林況に復旧する必要がある森林の改良整備であって、次の1から4までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものを対象として行うもの

- 1 市街地又は集落
- 2 主要公共施設
- 3 農地、ため池、用排水施設等
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

（工事規模） 1 施行箇所の事業費
年度計画 400万円以上

保安林買入

次の1の(1)から(3)までの全ての条件を満たすものであって、2の(1)又は(2)の条件のいずれかに適合するもの。

- 1 (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する保安林又はこれらのいずれかの目的と第10号の目的を兼ねて指定されている保安林及びその付帯地
- (2) 買入補助対象を含む一円の保安林の指定面積が50ha以上の規模を有しているもの
- (3) 現に周辺に開発が及ぶ等滅失の危険に直面し、その

	<p>適正な維持（造成を含む。）のため、買い入れる以外に手段がないと認められる私有のもの</p> <p>2 (1) 生活環境の保全等に資するもの</p> <p>人口ちゅう密な市街地、集落地に近接しているか、又は工場地域等と人口ちゅう密地域との間に介在する森林で、次のア又はイのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>ア 国土保全等の機能を特に発揮している10ha以上のまとまりを有する箇所</p> <p>イ 生活環境の保全、形成等の目的を達成するため、林相改良等の機能強化事業を3ha以上の区域にわたり実施する必要がある箇所</p> <p>(2) 保健休養の場等に資するもの</p> <p>人口の多い都市から近距離に位置し、国土保全等の機能を特に発揮しており適正な維持管理を必要とするもので、次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 林相、景観が特に優れているか、又は湖沼、溪流等固有の景観と一体となっており、特にその保存が要請される10ha以上のまとまりを有する箇所</p> <p>イ 入り込み利用者が年間10万人以上あり、特に公的管理を必要とする区域が10ha以上のまとまりを有する箇所</p> <p>ウ 保健休養等の目的を達成するため林相改良等の機能強化事業を3ha以上の区域にわたり実施する必要がある箇所</p>
<p>水源地域整備</p> <p>水源</p> <p>森林</p> <p>再生</p> <p>対策</p> <p>水源</p> <p>森林</p> <p>再生</p> <p>対策</p> <p>奥地</p> <p>保安林</p> <p>保全</p> <p>緊急</p> <p>対策</p>	<p>水源森林再生対策</p> <p>森林法第25条第1項に基づき農林水産大臣の指定する重要流域内の地域であって、次の1から3のいずれかと、4から6の全ての条件を満たすもの。</p> <p>なお、平成22年度までに事業採択された水源流域広域保全及び水源流域地域保全の継続事業の取扱いについては、本事業により実施する。</p> <p>1 土砂の流入等が著しいダムに係る水源地域であって、森林面積がおおむね3,000ha以上であり、かつ、育成複層林への誘導・造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね100ha以上の地域で実施するもの</p> <p>2 給水等の対象人家が100戸以上の集落等に係る水源地域であって、森林面積がおおむね200ha以上であり、かつ育成複層林への誘導・造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね50ha以上の地域で実施するもの</p> <p>3 1及び2以外の水源地域であって、森林面積がおおむね1,000ha以上であり、かつ育成複層林への誘導・造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね50ha以上の地域で実施するもの</p> <p>4 当該地域の森林面積のおおむね30%以上が森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）であるもの</p> <p>5 当該地域の山地荒廃率が0.5%以上か、又は放置すれば0.5%以上に移行するおそれがあるもの</p> <p>6 全体計画の工事規模が1億5千万円以上のもの</p> <p>奥地保安林保全緊急対策</p> <p>奥地水源地域等の保安林において天然現象等によって発生した荒廃地、荒廃森林等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の</p>

安
林
整
備
事
業

流出により現に下流に被害を与え又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもので次の1及び2に該当するもの。

- 1 1級河川又は2級河川上流に位置し、かつ事業対象地域の保安林面積がおおむね50ha以上であること（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては保安林面積がおおむね25ha以上であること）
- 2 年度計画の工事規模が800万円以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては400万円以上のもの）

水源の里保全緊急整備

山村集落周辺の保安林において、天然現象等によって発生した荒廃地、荒廃森林等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがある、山村振興法（昭和40年法律第64号）に規定する振興山村の区域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に規定する特定農山村地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域のうち、次の1から4までの全てに該当するもの。

- 1 当該地域の保安林面積がおおむね30ha以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、保安林面積がおおむね15ha以上のもの）
- 2 集落（人家5戸以上）、主要公共施設又は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの
- 3 全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、750万円以上のもの）
- 4 地域住民等の森林整備、鳥獣害防止施設の管理等への参画が見込めるもの

保安林整備

保安林改良

（保安林改良）

次の1から3までのいずれかに該当するもの。

- 1 林床植生が消滅し、水源涵養機能の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は濁水を発生させるおそれがあり、複層林の造成を行う必要がある箇所
- 2 立木の過密化による表土の流出その他の水土保持機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがある保安林であって、次の(1)から(4)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの
 - (1) 市街地又は集落
 - (2) 主要公共施設
 - (3) 農地、ため池、用排水施設等
 - (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等
- 3 立木等の流木化のおそれのある渓流域の保安林であって、流木等に起因する災害により、次の(1)から(4)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの
 - (1) 市街地又は集落
 - (2) 主要公共施設
 - (3) 農地、ため池、用排水施設等
 - (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

(複層林型保安林整備推進)

立木の過密化による表土の流出その他の水土保持機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがある保安林であって、複層林への誘導・造成に係る一連の事業を計画的に行う必要がある箇所であり、かつ、次の1から4までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの

- 1 市街地又は集落
- 2 主要公共施設
- 3 農地、ため池、用排水施設等
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

(工事規模) 1 施行箇所の事業費
年度計画 200万円以上

保育

次の1から4までのいずれかに該当するもの。

- 1 既往の治山事業施行地であって保育を必要とする箇所
- 2 水源地域整備事業の対象地域(事業の実施済み地域及び予定地域を含む。)に存する機能が低位な保安林(人工林を含む。)であって、水源地域整備事業の実施と関連して一体的な保育を必要とする箇所
- 3 治山施設の効果区域内に存する機能が低位な保安林(人工林を含む。)であって、既存の治山施設と一体的な保育を必要とする箇所
- 4 水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下した特定保安林であって、表土の流出による濁水・崩壊を発生させ、又は濁水・崩壊を発生させるおそれがあり、次の(1)及び(2)の条件を満たすもの

(1) 特定保安林の対象面積がおおむね50ha以上のもの

(2) 治山事業による保育を必要とする面積がおおむね5ha以上のもの

(工事規模) 1 施行箇所の事業費
年度計画 50万円以上

(流木防止総合対策)

治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる溪流等に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするものであり、次の条件を満たすもの。

- 1 次の(1)から(5)までのいずれかの治山事業施行地であって、流木に起因する災害により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。
 - (1) 治山等激甚災害対策特別緊急事業
 - (2) 山地治山総合対策事業(流木防止総合対策事業を除く。)
 - (3) 奥地保安林保全緊急対策事業
 - (4) 水源の里保全緊急整備事業
 - (5) 保安林改良事業
- 2 次の(1)から(6)までのうち、今後の降雨等により、流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し必要な措置を実施するもの
 - (1) 流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画(治山施設の位置、

	<p>荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの)の策定</p> <p>(2) 治山施設の設置</p> <p>(3) 荒廃森林の整備</p> <p>(4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備</p> <p>(5) 上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する溪流沿い(上流側、下流側ともに、(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域)に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等(ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。)</p> <p>(6) (3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化のための措置等(ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。)</p>
<p>(火山噴火緊急減災対策)</p>	<p>火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林整備等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置を計画的に実施するものであり、次の1及び2の条件を満たすもの。</p> <p>1 山地治山総合対策事業(地すべり防止事業及び緊急総合地すべり防止事業を除く。)の施行地であって、降灰等を原因として発生する火山泥流等により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。</p> <p>2 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの</p> <p>(1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画(治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの)の策定</p> <p>(2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</p> <p>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</p> <p>(4) 治山施設の設置</p> <p>(5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等</p> <p>ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置(噴火警戒レベルが過去3年度内に2以上であった火山地域については、治山施設の機能強化対策や老朽化対策を含む。)より前の異なる年度においても(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。</p>
<p>(激甚災害緊急減災対策)</p>	<p>激甚な災害が発生した地区(山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。)において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置を計画的に実施するものであり、次の1及び2の条件を満たすもの。</p> <p>1 治山等激甚災害対策特別緊急事業又は山地治山総合対策</p>

(特定流域総合治山
対策)

事業の施行地であって、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。

- 2 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するため、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの。
 - (1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査
 - (2) 既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
 - (3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置

山地治山タイプ

次の1及び2の条件を満たし、かつ、3から5のいずれかの条件を満たすもの。

- 1 森林面積がおおむね100ha以上であり、かつ、当該森林のおおむね30%以上が森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）である地域で実施するもの
- 2 国有林野を含む一円の荒廃山地又は荒廃危険地における事業の規模が2億円以上のもの
- 3 1級河川上流で行うもの
- 4 2級河川上流で行うもの
- 5 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの
 - (1) 市街地又は集落（人家30戸以上のものに限る。）
 - (2) 主要公共施設
 - (3) 農地、ため池、用排水施設、漁場等

防災林造成タイプ

次の1から4までのいずれかの条件を満たすもの。

- 1 過去になだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所
- 2 風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林で、土砂の流出により下流に被害を及ぼすおそれがあり、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の(1)から(3)までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの
 - (1) 市街地又は集落
 - (2) 主要公共施設
 - (3) 農地、ため池、用排水施設等
- 3 海岸防災林延長100mにつき後方 2ha以上の農地又はこれと同等以上の重要性のある保全対象のある箇所
- 4 防風林造成面積の10倍以上の保全対象を有する箇所（工事規模）次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
 - (1) 1 施行箇所の事業費
年度計画 400万円以上（海岸防災林の機能強化を単独で図る場合にあっては1,000万円以上）

- (2)海岸防災林の整備が該当都道府県又は市町村における津波対策に係る整備計画等を踏まえ、概ね5年程度の施設整備計画に基づき造成・整備を一体的に実施する場合は、全体計画3,000万円以上

水源地域整備タイプ

奥地水源地域等の保安林において天然現象等によって発生した荒廃地、荒廃森林等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を与え又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもので次に該当するもの。

1級河川又は2級河川上流に位置し、かつ事業対象地域の保安林面積がおおむね100ha以上であること（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては保安林面積がおおむね50ha以上であること）

（工事規模） 1 施行箇所の事業費

年度計画 1,100万円以上（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては550万円以上）

保安林整備タイプ

次の1から3までのいずれかの条件を満たすもの。

1 既往の治山工事施行地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化し、施設目的が果たしえられない箇所及び工事施行地以外の保安林で、前記の原因のため破壊され、所期の林況に復旧せしめる必要のある箇所

2 林床植生が消滅し、水源涵養機能^{かん}の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は濁水を発生させるおそれがあり、複層林の造成を行う必要がある箇所

3 立木の過密化による表土の流出その他の水土保持機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがある保安林であって、次の(1)から(3)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの

(1) 市街地又は集落

(2) 主要公共施設

(3) 農地、ため池、用排水施設等

（工事規模） 1 施行箇所の事業費

年度計画 300万円以上

- 附則 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。